

奈良県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十二号

奈良県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県営住宅条例施行規則（昭和三十九年四月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 配偶者暴力防止等法第一条第二項に規定する被害者で次のいずれかに該当するものの

ア 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第十条第一項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

五 犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第二条第二項に規定する犯罪被害者等で次のいずれかに該当するもの

ア 犯罪被害者等基本法第二条第一項に規定する犯罪等（以下「犯罪等」という。

）の被害により生計維持が困難となつた者

イ 犯罪等の被害により居住する住宅が滅失し、又は著しく損壊したこと等のため、当該住宅を居住の用に供することができなくなつた者

ウ 犯罪等の被害により居住する住宅に引き続き居住する権利が害された者

エ 居住する住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより心理的外傷その他の心身への有害な影響を受けたため、当該住宅に居住することができなくなつた者

第六条中「第十三条」を「第十三条第一項及び第二十三条第二項」に改める。

第七条第一項中「第十四条第二項」の下に「（条例第二十三条第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

第八条中「第十七条第六項」を「第十七条第七項」に改める。

第九条第一項中「毎年六月末日」を「毎年度、知事が定める日」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(収入の把握の方法)

第九条の二 条例第十八条第二項に規定する規則で定める方法は、入居者の雇主、取引先その他の関係人に報告を求める方法又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める方法とする。

第十三条第一項中「(第十一号様式)」の下に「及び誓約書(第三号様式)」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該誓約書に連帯保証人の連署は、必要としない。

第十三条第二項及び第十五条第二項を削る。

第三十一条中「第十五条第二項」を削る。

第三十三条を削る。

第三号様式中「第13条、第15条関係」及び「号への入居を決定されましたが、その」や「号の」及び「
氏

名



を

同居の承認申請をする場合につ

𠂔

名



に改める。

いては、連帯保証人の連署は不要です。」

附則

この規則は、公布の日から施行する。